

平成 24 年 9 月 6 日 (木)

ゆとりとみどり振興局企画部人事・勤務条件担当課長以下、市職ゆとりとみどり振興局支部支部長以下との本交渉

(支部)

- ・ 8 月 23 日に事務折衝を行った、天王寺動植物公園事務所における 36 協定に基づく 1 月あたりの時間外労働限度時間 (30 時間) の延長については、本年 5 月に同事務所において事前協議を経ずに限度時間を超える超過勤務が命じられるという協定違反が行われた経過があり、今回も事前協議が行われなかった。このような事態となったことについて、まず、所属としての見解を問う。

(局)

- ・ 5 月及び 6 月に、事前協議を経ずに、協定で定める時間外労働の限度時間を超えて時間外労働を命じる事案が発生したことについて、この事案を重く受け止め、今後は協定内容に反することのないよう、各課・事業所に対し、労働基準法の趣旨や協定内容等の周知徹底を図り、協定内容の遵守に努めてまいりたいと申しあげたところである。にもかかわらず、5 月に事案が発生した事業所において、再び 8 月に同様の事案が発生したことについて、弁解の余地もなく、深くお詫び申しあげる。
- ・ 今後は、同様の事案をはじめ、協定内容に反することがないように、改めて協定内容等の周知徹底を図り、協定内容の遵守に努めるとともに、特に同一事業所において本年度 2 回目となる事案が発生したことから、当該事業所について、管理監督者による管理監督体制の強化を図り、今後、二度と同様の事案が発生しないよう、より一層職員の超過勤務状況等の把握に努め、職員の健康管理に留意してまいる所存である。
- ・ ついては、今回の協議にあたり、ご理解ご協力をお願いする。

(支部)

- ・ ただいま当局からの謝罪を受けたところであるが、改めて今回協議を経ずに上限と定めている時間外労働時間を超えたことについて、再発防止策及び適正な労働条件・安全配慮義務にかかる当局の考えを問う。

(局)

- ・ 本年 5 月に 36 協定に基づく周知徹底を図ったにも拘わらず、こうした事態を招いたことについては、管理監督者をはじめ全職員の認識・理解が未だ不十分であったと言わざるを得ず、今後改めて周知徹底を図る必要があると考えている。
- ・ 今後は、超過勤務の承認に当たっては、管理監督者が事前に各職員の超過勤務命令時間数の把握を行い、複数体制で各職員の超過勤務状況を管理し、各職員とのコミュニ

ケーションを図り、その内容や必要性を十分に精査したうえで、日々の超過勤務命令を行うことを徹底し、併せて超過勤務の縮減に向けた意識向上に取り組むとともに、どうしても 36 協定の上限を超えて命令せざるを得ない状況が見込まれる場合は、必ず速やかに協議を行い、ご理解を得た上で超過勤務命令を行うこととする。

(支部)

- ・今回協議要請のあった、30 時間超えの職員のうち、今年度 2 回目以上となる組合員は誰か。
- ・また、当該組合員の今後の超過勤務の見込みは。

(局)

- ・管理グループの担当係長及び係員、魅力向上グループの担当係長の計 3 名である。今後の見込みについては、
管理グループの担当係長については、予算要求取りまとめ、売店等管財関係取りまとめ、経営計画策定、
魅力向上グループの担当係長については、公園・動物園内改修工事实施、整備工事のための設計関係の取りまとめ、売店等管財関係取りまとめ、
管理グループの係員については、予算要求取りまとめ、長期契約にかかる調達関係業務などを見込んでいる。
- ・それぞれ繁忙要素を抱えているが、関係課長が常に連携を取りながら実務を進めるとともに課長級が中心となって業務にあたり、特定の職員に業務が集中しないよう調整に努めることにより超過勤務時間について、月 30 時間以内に収まるよう努めてまいりますが、業務が輻輳し止むを得ず月 30 時間を超える見込みとなった場合には、速やかに協議させていただく。

(支部)

- ・次回以降の協議にかかり、魅力向上グループの担当係長については、工事関係の現場監督等も行うこととなると思うが、当該業務は災害発生率の高い業務であることから、今後は 30 時間超えの協議は認められないと考えている。そもそも超過勤務については災害等止むを得ない場合を除き、原則として 30 時間以内に収めるべきという考えであるが、所属の認識は。事前協議さえ行えば 30 時間を超えてもいいと思っているのか。

(局)

- ・所属としても、36 協定で定める 1 月 30 時間以内に収めるべきと考えている。

(支部)

- ・そのような認識であるならば、30 時間を超える超過勤務については真にやむを得ないものに限るということを再度徹底すべきである。特に魅力向上グループの担当係長については業務繁忙要素が今後も見込まれる。所属としてどのような対策を考えているか。

(局)

- ・業務の優先順位を定め、計画的な業務執行により一層努めることや、会議時間の短縮などによる業務の効率化を図るとともに、業務が繁忙になると見込まれる場合には、担当グループの枠にとらわれることなく事務所内での応援体制を整えるなど、特定の職員に業務が集中することのないように取り組んでまいる。

(支部)

- ・当局の見解を聞き、今回の魅力向上グループの担当係長の限度時間延長は了解することとする。
- ・管理グループの係員の超過勤務命令については、8月18日(土)に1日の限度時間を超えていることに加え、16(木)、17日(金)に引き続き深夜まで及ぶものである。公園事務所という労働災害が生じかねない職場において1人で深夜まで残業させることは、支部として安全配慮義務という観点から問題があったと考えているが、所属の認識は。

(局)

- ・16日(木)は、翌日に締め切りを控えた計理関係業務を行う必要があったことから、また17日(金)は、週明け20日に締め切りを控えた計理関係業務を行う必要があったことから、それぞれ6時間及び5時間45分の超過勤務を命じたものである。
- ・さらに、18日(土)は前日に引き続いて20日に締め切りを控えた計理関係業務を勤務時間中に行う予定であった。しかしながら、14時頃から急な集中豪雨が発生し、園内各所で来園者が立ち往生したほか、樹木の枝折れやレクチャールーム・天王寺公園での冠水が発生し、このような事態に一刻も早く対応する必要があったが、被害の規模などから、飼育担当課長代理の指揮のもと、当日勤務している職員で対応することとしたため、当初勤務時間中に行う予定であった計理関係業務を行うことができず、止むを得ず超過勤務を命じたものである。
- ・結果として、職員の健康保持の観点から、安全配慮が十分ではなかったものと考えている。

(支部)

- ・飼育担当課長代理について、当該係員の超過勤務状況の実態把握が不十分だったのではないか。また、問題があったということであれば今後は改善できるのか。

(局)

- ・今後は、所長、管理担当課長はもとより、園長、管理担当課長代理を加え、必ずいずれかの管理監督者が出勤する体制を整え、今まで以上に業務の適切な執行管理を行い、超過勤務の状況や勤務の実態など、それぞれの管理監督者が把握できる体制を作り、管理監督体制の強化に努め、改善を図ってまいる。

(支部)

- ・管理監督者間で情報の共有化を十分に図るよう求める。
- ・今回協議対象である 5 名について、年休やローテーション勤務における法定休日をきちんと取得できているか。

(局)

- ・取得できている。

(支部)

- ・過去の支部の調査で当局職員の年休取得率が低かったことから、取得できていないことが懸念される。年休取得は職員の権利であるが、実体が伴わなければ無意味であり、所属の配慮が必要と考える。
- ・労基法 32 条に定める労働時間を超えること及び休日労働については 36 協定により刑事責任が免責されるが、協定内容が遵守されない状況が再三再四続くようであれば、支部としては労働基準監督署に訴え出ることも辞さない構えである。

(局)

- ・改めて協定の内容の周知徹底を図り、再発防止に努めてまいる。

(支部)

- ・具体的に言えば、天王寺動植物公園事務所は管理職もローテーション勤務であるため、職員の超過勤務の実態が把握しづらい職場であり、責任の所在があいまいになるのではないかと懸念される。36 協定の内容を確実に履行できる体制であるか、所属としても現場状況を確認すべきである。
- ・また、昨年度末に所属が主体性と責任をもって構築したとされる業務執行体制について、現時点でも天王寺の体制は、労働条件を適正に守れる体制と考えているのか。
- ・36 協定においては、時間外労働については 1 月あたり及び 1 日あたりの限度時間及び

延長を法定の範囲内で取り決めているが、週あたりの限度時間については、現在、取り決めていない。週あたりの限度時間について、厚生労働省通知により基準が 15 時間と示されており、当該係員がこの基準を超えていることから、今後、週あたりの限度時間の取決めについて協議を要請したいと考えている。

(局)

- ・適正な業務執行体制の確保という観点から、4 月より新たな体制により業務執行しているが、5 月には 7 月補正予算編成に向けた業務のため、一時的に業務が繁忙となったと認識している。今後も動植物公園改修工事の実施、設計関係業務、経営計画の策定、平成 25 年度予算編業務による繁忙要素が見込まれるが、基本的には現体制で対応できるものと考えている。
- ・特に、当該係員については、担当業務である管財関係、市民の声等の庶務業務の一部を他の職員へシフトするなど、管理グループ全体で分担し、当該職員に業務が偏ることがないように対応することとした。

(支部)

- ・所属の認識及び今後の再発防止にかかる対応を確認したので、今回の協議については了解してまいりたい。本日の交渉において所属が支部に対して約束した、労働基準法第 36 条に基づく協定並びに天王寺動植物公園事務所における業務分担の見直しが今後遵守されることを求め、本日の交渉を終えることとする。